

【論 説】

近代の道筋をつけた織豊政権

フロレンティナ・エリカ

目 次

はじめに

1. 信長のまちづくり
 - 1.1 関所の撤廃と道路整備
 - 1.2 都市建設と楽市楽座
 - 1.3 安土のまちづくり
 2. 秀吉のまちづくり
 - 2.1 財政基盤としての近江
 - 2.2 経済の中心都市、大坂
 3. 秀吉の京都
 - 3.1 聚楽第
 - 3.2 京のまちの大改造
- おわりに

はじめに

アジア・アフリカ世界は、19世紀の末に、西洋の衝撃を受けた。日本も例外ではない。ほとんどの国は、西洋諸列強の植民地になる。その中で、明治日本だけが植民地化を免れ独立を保つことができ、スムーズに近代化西洋化を成し遂げ、国民国家の形成を行うことができた。明治維新の大変革によって、士農工商という身分制度と幕藩体制による伝統社会が一瞬のうちにして四民平等の近代社会に変貌するのである。それどころか欧米諸国の文物や政治制度や法律制度を大胆に取り入れて、短期間のうちに諸列強に伍することができる国にまで急成長した。日本の近代化は、まさに「アジアの奇跡」である。

「近代化」というキーワードで日本の歴史を考察したときに、日本史の、日本の社会史の転換点は、近世社会、つまり織豊政権にあるのではないかと考えるようになった。その転換を促したものが、信長による政策であり、特に都市政策こそが画期になっているのではないかとということに気づいた。信長の登場は、単に戦国時代の覇者であるというだけでなく、それまでの日本社会の歴史を断ち切っていること、つまり、信長が天下取りの途中で行っている政策は、古代中世の遺制を潰し、近代を準備するものを作り出しているということである。ペリーの来航を契機に他のアジア諸国と同様に日本も再び世界史の過程に組み込まれたが、その中で日本だけが例外的に諸列強に蹂躪されることなく独立を保ち、西洋文明をスムーズに受け入れ急激な「近代化」を成し遂げることができた。それが可能であったのは、日本近代が幕末までに準備されていたからこそではないか、というのが、本稿の問題意識である。

信長は京都に攻め上がるために斎藤道三の居城があった岐阜を陥れるが、単に城砦としての城として岐阜を手に入れただけでなく岐阜の城下町も作っている。つまり、城下町を作り、楽市楽座を実施することで、商工業を富の源泉として組み込んだ。

信長によって切り拓かれた道は、秀吉に継承された。秀吉による都市政策を支えたのは、太閤検地や刀狩という政策であった。秀吉は検地を全国規模で徹底的に実施することによって、信長がやりはじめた荘園制度の解体を最後まで推し進めたのである。この検地によって、石高制が確立し、封建領主の土地所有と農民の土地所有が全国的に確定された。また、秀吉の刀狩政策によって武士以外の身分の武器所持が原則として禁止された。秀吉の刀狩は、中世から続いた統治や社会の仕組みを、近世へのそれへと転換する画期的な試みであった。

都市政策においては、秀吉も城づくりと同時にまちづくりも行っている。室町時代には商品経済の発展によって、城下町、港町、宿駅町、門前町、寺内町など多く都市ができたため、農村から都市が分かれてくる。しかし、それを明確に位置づけたのが秀吉である。秀吉が造った長浜や大坂、そして京都の聚楽第などを見ても、その都市計画はしっかりしたものである。都市は、政治や経

済の中心として組織された。当時の京都も秀吉によって完全に城下町として再編された。京都は古代の天皇と公家の町ではなくなって、城下町になった。秀吉は築城した聚楽第を中心に京都の町を編成しなおしているのである。

近世以前の都市は、消費都市であった。これに対して信長と秀吉は、それ自体が富を生み出す生産都市を創った。富の源泉はそれまでは農業だけだと考えられていたのに、商工業も富の源泉だと考え、農村で生み出された富を消費する都市ではなく、富そのものを生み出す都市を意識的に創り出したのである。つまり、日本の社会、特に経済的な意味での社会の近代は、織豊政権の政策によって準備されたことを明らかにすることが、本稿の課題である。

1. 信長のまちづくり

1.1 関所の撤廃と道路整備

関所の撤廃

織田信長（1534-1582）は経済感覚に優れた人物であった。信長が統治した尾張南部は京都から近く海沿いで起伏が少なく、熱田や津島のような港町を擁し、東国への人と物品の流通経路における基幹となっていた。信長は商業の担い手である商人との混合統治によって秩序を形成していた。信長の最も有名な経済政策は「楽市楽座」であり、「楽市楽座」をスムーズに行うために、関所の撤廃や道路インフラの整備も実施し、「座」という独占組合のような中世的な経済体制を崩した。

信長は、天文24年（1555年）に尾張を平定し、そして、永禄10年（1567年）に美濃を平定し、戦国大名としての地位を万全にしてから経済政策を実行した。その始まりは、永禄11年（1568年）、足利義昭と共に上洛した年に行われた尾張・美濃における関所撤廃である。関所の撤廃は上洛直後に行われたが、それは信長の天下布武の構築と関係しているからであろう。『信長公記』には信長の領国内にある関所の撤廃について以下のように書かれている。

その後、信長は、天下のため、また往来する旅人を気の毒に思って、領国内に数多くある関所を撤廃した。都市、田舎の身分の別なく、人々は皆ありがたいたことだと思ひ、満足したのである⁽¹⁾。（『信長公記』）

関所の撤廃が行われる前は、商人たちは関所を通行する度に通行税を払わされたため、商品の値段にも影響し、どうしても売値が高くなった。商品流通の推進を妨げる関所の弊害に気づいていた信長は、経済活動を活発にするために関所の撤廃を積極的に実施したのである。当然関所の通行税を収入源にした公家や寺社側には不満がくすぶり続けたが、兵力を伴わない限り実力者である信長の意向に逆らうことはできなかった。関所の撤廃によって関所の存在にずっと苦しんでいた人々は喜んだ。この関所撤廃は、当然のことながら信長の領国である尾張、美濃、南近江にだけ適用された⁽²⁾。元龜4年（1573年）に越前を平定した後は、この関所の撤廃を越前、そして甲斐・信濃へと次々と拡大していった。これは運輸業者にとって朗報であった。

関所の撤廃は自由経済と非常に密接な関係を持っている。関所と聞くと、どうしても江戸時代に国と国の国境にたくさん設けられていた関所のことをイメージしてしまう。江戸時代の関所は、「入り鉄砲に出女」ということばや「箱根の関所」などで有名であるが、まさにそのことばどおり、人々の通行と物流の監視を目的に峠などの国境に設けられていた。それに対して、戦国時代の関所は、「私設」のものであり、「私有地の門」だった。監視や防衛のためのものというよりは、通行税をとるための手段であった。

荘園の所有者が自由に自分の土地に関所を設けることができるため、関所の数は非常に多かった。例えば、京都から大坂までの距離は約75kmだが、多いところでは四百ヶ所の関所が設けられ、簡単に計算すれば、200mごとに関所があることになる。また、琵琶湖から大坂湾までの淀川に600ヶ所以上あり、伊勢、松坂、日永の間の14kmに36ヶ所もあった。つまり、戦国時代の関所は、荘園の持ち主である公家や寺社が、自分の荘園を貫通する道路に独自に設置し、そこで関銭という通行税を徴収するためのものだった。関銭は彼らの重要な収

入源だったのだ。つまり、戦国時代の関所は通行人（主に商人）から関銭を取るために設置され、河川や道路に設けられていたのである。現代風に言えば通行税を徴収するための税関だった。

この関所との関係で言えば、「座」という当時の商人の同業組合がある。商人や職人が米座や油座といったように、品物によって組合のような「座」を形成していた。座に加入することによって、指定されているいくつかの関所を自由に通行できるという特権を持っていた。座は関所のフリーパスのような特権をもっていたのだ。この座に加盟する商人たちが流通経路を独占し、座に加盟しない商人からは関銭とは別に金銭を徴収していた。例えば、琵琶湖の水運は、堅田郷土中が支配しており、近江の今堀商人は近江から伊勢にぬける八風街道などで銭を取っていた⁽³⁾。これは関銭と同質のものと考えられ、信長の上洛以後も継続したことから考えると、尾張・美濃をのぞく令制国で、関所撤廃が徹底されたわけではないことがわかる⁽⁴⁾。それでも、関所があった時代と比べると、関所の撤廃は商人たちの間に競争を呼び起こし、流通の円滑化と輸送コストの低減をもたらす効果をもっていた。つまり尾張美濃は、経済活動の自由が担保された経済空間となっていたのである。尾張美濃に限っていえば、信長の関所撤廃は、関銭免除の特権をもっていた座という同業組合の特権も消滅させることになった。座に加盟していた商人たちも、関所撤廃によって新興商人と同様のフィールドでまさに商売によって競うことを強制されたのである。

道路整備

関所撤廃の後、信長はさらに奉行に命じて、道を広げて平らにする道路整備も行わせた。この道路整備という観点からも、信長は革新的だった。戦国時代は下剋上という下の武将が上の武将を倒すということが当たり前の時代であった。そのためいつ敵が、あるいは家臣が反旗を翻して襲ってくるのか分からない。戦国大名は自らの領国を守るために常に完全な防備が求められる。戦国時代の為政者は戦乱のリスクを常に考え、山道や切りとおしを利用し、曲がりくねった細い道を備えとして敷いていた。それだけに道を広げて平らにし、そし

近代の道筋をつけた織豊政権（エリカ）

てまっすぐな道にすることは、人々の交流や交易を促すために非常に効果的であった。

川は領国を守るための天然の堀と認識され、できうる限り川には橋をかけなかった。築城や城下町の建設に際しても、利便性よりも難攻性が重要視され、川が近くないところは、城下町の入り口の近くに堀が設けられた。戦国時代には築城や都市建設に際しても戦国時代の常識があったが、信長はこのようなインフラ整備の常識を破り、次々と新しいものを生み出した。『信長公記』には、道路の整備について天正3年（1575年）に以下のように記されている。

去年春、国々に道路を造るよう、坂井利貞・河野氏吉・篠岡八右衛門・山口太郎兵衛の四人を担当の奉行に任命し、領国内には信長の朱印状をもって通達した。工事は早く今年⁽⁵⁾一月・二月のうちに竣工した。入り江や川には舟橋を架け、急勾配の道はゆるやかにし、岩石のために狭められているところは岩石を取りのけて道を広げた。道幅は三間半⁽⁶⁾とし、両側に松と柳を植えた⁽⁷⁾。（『信長公記』）

商品の流通を支えるために、信長は道路の整備を考えている。それまで当たり前だった狭くて、細い道路の幅を広くし、曲がりくねった道を直線にすることを計画し実行した。道路の両側に松や柳を植えさせ、商人が通りやすくするために川に橋をかけた。たとえば、近江の瀬田の大橋であり、幅四間、長さ一八〇間余り、立派なものができて、見物人の耳目を驚かせたという⁽⁸⁾。天正10年（1582年）に甲斐・信濃両国を支配下に置き、領主に道路を整備することを命じた⁽⁹⁾。信長の領国圏内には立派な道路が造られ、それだけでなく、当時安土を居城にした信長は、安土と京都との間には平坦な街道を造った⁽¹⁰⁾。

この信長による道路の整備の特徴は単なる道路の幅を広くするだけでなく、本街道、脇道、在所道というランクも定めた点にある。本街道は主要道であり、道幅が約6mと指定された。本街道は現在、国道にあたるものだろう。脇道は主要地方を結ぶ道であり、道幅が約4.2mと定め、今日は県道にあたるもので

あろう。在所道は領国内の人々だけが利用する道であり、道幅が約1.8mである。今日の私たちにとっては、6mの幅の道は広いとは思わないが、当時の人々にとってこうした広い道路の整備は驚きの出来事であったと推測される。当時、道が広くても大体1.8mだと言われているため、6mの道路、しかもまっすぐに通れる状態の道路は、まさに画期的であった⁽¹¹⁾。

商品の流通を拡大するために、道路だけでなく河川の整備も実施した。天正4年（1576年）には將軍義昭が挙兵したときに入京に備えて造られた巨大な船を解体し、これで小型船十隻を造り、琵琶湖水運の整備に利用した。巨大船の解体について『信長公記』に次のように記述されている。

先年⁽¹²⁾、佐和山⁽¹³⁾で建造させた大船は、かつて將軍⁽¹⁴⁾が謀反を起こした際に一度使用したが、今はもう大船は必要ないということで、猪飼野正勝に命じて解体させ、その材を用いて早船を十艘造らせた⁽¹⁵⁾。（『信長公記』）

上記のような政策は、いかにも信長らしい独創的なアイデアである。道路の整備は、まだ信長の領国内に限られていたが、経済を発展させるために行われており、このようなハード面での整備が実施したからこそ、その後に行われた楽市楽座のようなソフト面での政策が上手くいったのである。関所撤廃と道路整備は、信長政権にとっては、流通の発展を促すための政策であり、商業を重視する政策であると言っても過言ではない。国内の流通を発展させ、その動脈を使って拠点都市を全国にわたって掌握し、金銀を集積し、貿易を管轄下に置くというのが、信長の初期の経済政策だった⁽¹⁶⁾。

この関所撤廃から街道整備に至るまでの一連の信長の政策について指摘できるのは、軍事征服的なものと自由主義経済的なものとが強く結びついているということである。広く直線的な街道は、軍隊の派兵と撤退を容易にする。直線的なインフラがコンパクトで実働的な軍隊の活動を保証し、広域の秩序を支えると同時に、商人の経済活動と人々の社会生活の自由を支えるのである。それは日本史における新しい統治モデルであった。信長の登場による社会のインフ

近代の道筋をつけた織豊政権（エリカ）

ラ整備は、社会構造の構築と維持に専念する国家モデルの原型を構成したとも言えるのである。

1.2 都市建設と楽市楽座

尾張の経済政策

信長は支配した尾張国の支配権の安定を確立すると、高い農業生産力を誇ると同時に津島神社の門前町として発達してきた津島の都市としての発展に着目した。津島は、木曾川に臨んだ港町であり、桑名をはじめとする伊勢湾岸の港と活発な取引があり、さらに、伊勢商人や近江商人を通じて鈴鹿山脈を越えて近江・京都の商品流通ともつながっていた。信長は商業活動によって都市に莫大な富が集積されていることに注目した。尾張国内の都市の発展を促進するため、先に述べたように永禄11年（1568年）に領国内の商人の自由通行取引を保証する関所撤廃を行った。信長は、関所撤廃の延長線上に、「楽市楽座」を実施している。

信長の経済政策の出発点は、尾張である。天文23年（1554年）、信長の祖父は俵子船一艘の諸役を免除し、永禄3年（1560年）に生駒家長にあてて「諸荷物馬一疋、國中往還」を認めている。生駒氏は丹羽郡小折（現、江南市）を本拠とする有力な侍である。彼らは、馬や船をもって流通に携わっていたが、信長はこれに船や馬の役を免除する恩恵を与えているのである。このことは、尾張の侍たちが所有していた独自の流通手段を認めたこととなった。信長は、元亀3年（1572年）に尾張の豪商伊藤惣十郎に対して、尾張・美濃における唐物や呉服関係の「唐人方並呉服方商買司」を改めて申し付け、尾張・美濃の唐人および呉服商の営業を取り締まった⁽¹⁷⁾。これは清州が尾張・美濃の商業の中心地であったことを示すものであろう。尾張・美濃の唐人および呉服商は伊藤の許可を得、また夷子講銭を出すことによってはじめて商売に従事することができたのである。伊藤が中心となった夷子講において役銭などの裁許を行わせたといわれているが、これは領内の商人すべてに及んだものである。さらに、他国の商人が訪れて商売をするときに届け出をするように命じた。従って、

伊藤は、尾張・美濃の商人の活動を統制し、役銭などを徴収したのである⁽¹⁸⁾。信長の家来の中でも伊藤の許可なくして商買に受持する者があれば、成敗することになっていた⁽¹⁹⁾。

信長は商人たちに保護を与えている。もっとも早いのは、天文21年(1552年)に知多郡と篠島の商人が守山に往来するのを認め、また永禄6年(1563年)に瀬戸に対して、国中の往来を保証している。信長は、領国において流通を把握することに努力していた。それは、国侍や寺社の経済活動に特権を認め、有力な商工業者には保護を与えており、信長の経済政策の在り方は、この領内支配のなかで形成された⁽²⁰⁾といえよう。

こうした尾張国内での経済政策の実験がのちの革新的な政策へと結びついてゆく。信長は永禄6年(1563年)に美濃攻めのため、清洲から尾張北部の小牧へと本拠を移した。次に、近江と畿内(京都の周囲の地方の称。山城(京都)、大和(奈良)、河内、和泉、摂津の五カ国の総称)を狙うため、本拠を岐阜に移し、ここを自由市場とし美濃における物流拠点に定めた。岐阜は畿内統一のための作戦本部となり、安土の建設に至るまで織田政権の中心となった。信長は、岐阜の城下町である加納を自由都市と定めた。加納市場に移住する者には、信長の領地内の往来の自由を保証し、課税を免除したのである。たとえ信長譜代の家臣であっても、市場の平和を乱すような行為を行うことを厳禁した。信長はこの岐阜で革新的な経済政策を実施したのである。

岐阜の街づくりと楽市楽座

信長は、岐阜の街作りに際しては、尾張の清洲から町人を集め、商人町や職人町を造り、商工業の育成を図っている。信長は市場参入の自由、税などの政策を定め、「楽市楽座」を実施した。岐阜城の西側には城下町が広がっている。町は惣構えと呼ばれる土塁と堀で囲まれている(図1参照)。惣構え⁽²¹⁾の外、岐阜城の入り口の三ヶ所に設置された楽市場には新規参入商工業者が集まり、惣構え内には御用商工業者が集中していた。

岐阜は非常に賑やかな町であったようである。同時代のポルトガルの宣教師



図1 岐阜城の西側にある惣構えの範囲
(出典：岐阜市歴史博物館資料)

ルイス・フロイスによれば、永禄12年（1569年）に信長に謁見したとき、岐阜の人口がすでに8千から1万人になっていたそうだ。フロイスは当時の岐阜の賑わいを聖書に出てくるバビロンの雑踏にたとえている。

取引や用務で往来するおびただしい人々で道はにぎわい、一步、店に入れば、商いと雑踏で家の中では自分の声が聞こえぬほどだった。昼夜、ある者は賭け事をし、飲食、売買、また荷造りに忙しく立ち働いているのだ。人口は八千人ないし一万人で、バビロンの雑踏を思わせるほどで、塩を積んだ多くの馬や反物その他の品物を抱えた商人達が諸国から集まっていた⁽²²⁾。 (『イエズス会士日本書簡集』)

このフロイスの記述に基づいて岐阜市歴史博物館には、当時の岐阜の風景が再現されている。そこには、塩屋、反物屋、塩を運ぶ馬など実際に展示されている。フロイスが書いた通り岐阜は昔から塩を取り扱った商人が多いことで知られている⁽²³⁾。当時、塩は非常に貴重なものであった。

岐阜はバビロンにたとえられたが、これは単純に人口が多いため、町がにぎわい、フロイスの目に混乱の状態としか見えなかったからとも言える。しかし、楽市令を出した信長は城下町の秩序が乱れることのないように警備警察行動を徹底しており、城下町の治安は守られていた。

岐阜の繁栄を支えたのは信長による楽市楽座政策である。前述したように関所撤廃は、関銭免除を持っていない座外の新商人にとって有利なものとなった。さらに、その新商人たちにとって魅力的だったのは、信長によって行われた楽

市楽座政策である。近江では、信長の支配下になる前にすでに天文18年（1549年）に六角氏によって石寺城下町の市において楽市が認められ、城下の繁栄策として諸商人が座の有無にかかわらず往来し、商取引を行いうる場所であった。そのような市は近江だけでなく、その他に永禄8年（1565年）には駿河大宮でも行われ、信長はこれに着眼したのである⁽²⁴⁾。

信長は永禄10年（1567年）居城を岐阜に移す年の10月に岐阜の城下から約1.2キロメートル離れ

ている加納の町（図2参照）を楽市に指定した⁽²⁵⁾。

よって、楽市楽座は岐阜の城下町全体に認めたわけではなく、「楽市場」という場所にだけ適用された。楽市場として定め

られた加納の町には、主に以下の三項目からなるお触れを出した。現在、

岐阜市歴史博物館に保管された信長の当時の制札には「楽市」という文字が掲載されている（図3参照）。

1. 楽市場住人は関銭など免除の自由通行権を持つ。
2. 市場内では市場外での債権、債務関係が消滅し、課税・労役を免除する。
3. 市場内へ「使」（警察権力）の介入は認めない⁽²⁶⁾。

そのほかに、売り手が望まない



図2 岐阜城に対する加納楽市場の位置
(出典：岐阜市歴史博物館資料)

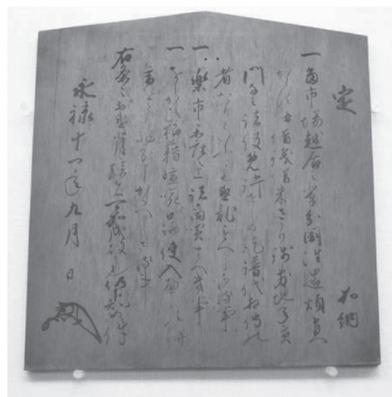


図3 加納楽市場制札
(岐阜市歴史博物館所蔵)

近代の道筋をつけた織豊政権（エリカ）

のに、無理に買い取る押し買い、乱暴、けんか、口論の禁止や、市場内の平和維持を目的とした「宿とり非分」(無理やり宿泊させるよう迫ることを禁止する)を規制する内容も記載されている。これらの項目は、加納楽市場が、まさに「楽」つまり「自由な」市場として栄えることを、信長が承認し保証したものである。

今日の市場では消費者保護が原則だが、戦国時代の楽市楽座では、何よりも商売する人の保護が重要であった。商人の保護が行われなければ、商人たちはその地域に対する忠誠心がないため、よりよい利益を得る場所があれば、そこに去ってゆく危険性があったからである。岐阜における城下町の政策は明確ではないが、楽市場や加納城下町などに対して出した定めを見ると、岐阜の繁栄策と関連している。他の門前町などにも陣取りや無理やり宿泊をさせることが禁止され、貸付金などの保証を実施しているが、ここでは他所からの移住が奨励された。それらは加納を繁栄させようとしたものであろう。フロイスが感じていたように楽市楽座は領国の経済振興・興業策として実施され、岐阜の城下町に豊かさをもたらしたのである。

1.3 安土のまちづくり

交通の要衝、安土

安土は、信長の天下支配の拠点として築城されたが、近江の湖東平野に位置しており（図4）、東海道や東山・中山道などににらみをきかせながら琵琶湖を押さえる、交通の要衝の地であった。何よりも京都にも近いことがこの土地の決め手であろう。

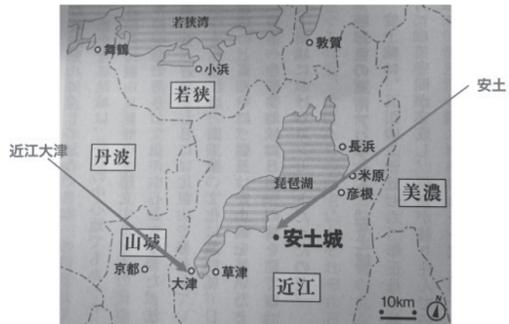


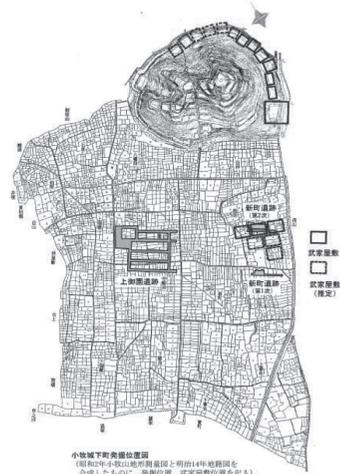
図4 近江大津と安土

(出典：谷口克広『織田信長合戦全録 一桶狭間から本能寺まで』)

安土は、東西に陸路が通り瀬戸内や大坂からの水路の便も良い交通の要衝であり、琵琶湖のほとりにある。琵琶湖は当時の交通の大動脈であった。京都から関東へ、そして東北に行くにも、北陸に行くにも、琵琶湖を船で行くのが一般的であった。当時の琵琶湖は今で言うならば、東名高速道路や東海道本線のような存在であった。交通の要衝に城（政庁）を造ればその街の発展速度は急激に上がるだろう。それは政庁都市と商業都市の両方の機能を合わせもつからである。安土城を築城したことによって、信長は都市の歴史を大きく変えたのである。

城下町

信長はそんな近江に位置している安土山に壮大で要害賢固な宮殿のような安土城を築城した。安土城の建設とともに大規模な造成、区画整理をし、多くの住民を招きよせている。このような信長の計画都市は安土以前でも実施されていた。信長が永禄6年（1563年）に築城した小牧山城（現、愛知県小牧市に位置している）にも同様なことをやっていた。近年の発掘によって小牧山城は当時の「最先端の城下町」だということが分かった。小牧山城の築城にあたって信長は都市プランを実現し、尾張国主としてふさわし



小牧城下町発掘調査図
(昭和29年小牧山城発掘調査と明治14年地籍図を合成したものに、発掘位置、武家屋敷位置を記入)

図5 小牧山城下町

(出典：『信長の城下町』)

い城と国内の商品流通の拠点として城下町を建設した。城下町は南北一・三キロメートル、東西一キロメートルからなり、長方形街区が形成された。西側は商工業者の居住域とされ、御園町、紺屋町、鍛冶屋町、新町、油屋町などが形成されたとみられる。一方、東側を家臣団の居住域にし、武家屋敷や寺院、そして下級武士団の住居が配置されたと推定される（図5参照）。こうして信長

は東と西を分けた⁽²⁷⁾。

さて、安土城下における楽市楽座は流通を円滑にし、錢貨による貢納にも役に立った。「座」とは、平安時代に起り、特に室町時代に発達し、同業者の組織のことである。「楽座令」の「座」は古くから存続している物資の独占販売権や、非課税の権利、不入権利、関所を通る際の通行税を免除されるなどのような特権をもっていたきわめて閉鎖的で独占的な既得権益者が集まっている組織である。当然、「座」は公家や寺社などに上納金を納めることによって、そのような特権を認めさせていた。このように「座」というものが独占的に商売をしていると、座に加盟していないその他の商人は商売ができなくなる。そこで、戦国時代になると、一部の戦国大名は自分の領国で商業を育成するために「楽市令」という命令を出し、座に加盟していない商人を保護し、城下の「市」を発展させようとした。つまり、商業の自由化政策である。楽市令の初めは、近江の六角定頼が出したものとされている。ただし、「楽市令」は座に加盟した以外の商人が商売することを保護しようとしたものだが、「座」の存在そのものを否定し、それらを解散させようとするものではなかった。これに対して、「座」の存在そのものを認めず、これを解散させようとする政策、命令が「楽市・楽座」である。「楽」というのは、「自由」を意味することから、「楽市」は、英語で言う **free market** であり、「楽座」というのは、座という独占組合の解散を意味した。

前述した「座」のような閉鎖的で独占的な同業者の組合は、商業活動の自由を阻害し、商品流通経済の発展を妨げると信長は判断したのである。自由な市場と自由な商業活動こそが、経済を発展させると考えたのである。これまでは座に所属していなければ、商売することができなかったが、楽市楽座令が出された後では、座に加入しなくても商売ができることになった。つまり、市場に参入する者すべてに営業や取引の自由を保証したのである。信長はある意味では、それまでの商業のあり方を否定し、個々の商人の営業の自由という新しい考え方のもとに経済を考え、経済を発展させようとしたのである。

大名の政策的な意図で上から作られた城下町の楽市場もあるが、自生的な楽

市場も数多く存在していた⁽²⁸⁾。安土の楽市場は前者の例だが、岐阜の加納や金森は後者の例である。当時の加納楽市令の宛先が「楽市場」ということから、信長が発布した法令より先立ちに自生的な楽市場が存在していたのである。また、桑名や自由都市とされていた堺をはじめ多くの中世自治都市が存在していたため、楽市場がすでにあったとされている。さらに、大坂の石山本願寺を中心とした「石山寺内町」のような寺内町群があり、寺内町は楽市場であった⁽²⁹⁾。大坂は本願寺を領主として、そこで町民が行政を行い、周囲の海や川などに囲まれていた。そのような天然な防備に加え、土塁や堀などを囲んで、自然の防御施設を備えていた。当時の大坂は本願寺を中心として、住民によって自衛される自治都市、寺内町と呼ばれる都市である。そこに、守護大名から代々受け継がれてきた様々な特権があり、そのなかで楽座、つまりすべての商人に営業権を解放するという意味だが、などが実施された。このような特権によって大坂の商業都市としての繁栄を保障していた⁽³⁰⁾。

つまり信長の経済政策の代表例である「楽市楽座」は、すでに他のところで実施されていた。信長が出した最古の文書は東海道の宿のある尾張熱田社宛に天文18年(1549年)に出した禁制である。熱田社の権断不入を承認した後、「境内では、他国人でも尾張の国の人でも、敵であっても味方であっても、奉公人や老人、幼児、女子でも、検問してはならない。またその人たちが熱田社に保管している財産を調査してはならない」とする。信長は安心な保護者の立場に立って、熱田社を味方にしようとしているのである⁽³¹⁾。

楽市楽座は今川義元や斎藤道三、六角承禎などのような何人かの武将によって部分的に実施されていたのである。しかしながら楽市楽座を関所撤廃とセットで実施したのは信長だけであり、その関所の撤廃と座をセットにして捉えた点に信長のオリジナリティがある。他の武将達の「楽市楽座」が歴史に名を残さなかったのは、関所が無くならないために再度「座」が形成された点にある。つまり他の武将達の楽市楽座は効果あげることができず、信長だけが関所撤廃と「楽市楽座」を同時に実施したために高い成果を収めたのだ。

信長の城下町政策を端的に示しているのは、安土城下町の掟である。信長は

この安土新天地を建設しはじめた年の翌年の6月に、早くも13ヶ条の新都復興策という掟を發布している。

第1条には「楽市楽座として仰せつけられる上は、諸座・諸役・諸公事等悉く免除のこと」という楽市楽座の確立を高らかに宣言した。これが意味するのは一切の課税を免除するということである。第2条は往還の商人は安土を通過せず必ず宿泊することである。第3・4条は住民に対する普請役⁽³²⁾、伝馬役⁽³³⁾、家屋税の免除などが記載されている。第5条は火事の際、付け火（放火）ならば家の主人が無罪、自火であっても調べた上追放にする。第6条は借屋や同居人から犯人が出ても、主人が知らない場合は処罰しない。第7条は盗んだものを買って、もしその事を知らなければ罪にならない。第8条は徳政の免除。第9条は他国から来た人を同様に扱う。第10条は喧嘩、口論、押売や押買を禁止している。第11条は町人に譴責使を入れるときは、安土の町奉行に届けて許可を得てから行う。第12条は町並みに居住する者は町並役を免除する。第13条は近江の馬の売買はすべて安土で行う⁽³⁴⁾。

上記の5条から7条までは現在においては当然のことであるが、当時は自火の場合は処刑されるのが普通であり、きわめて緩やかな規定である。他国・他領の者が安土に移住すれば、先住者と同じ待遇を与えるとしている。移住を奨励し、城下町の人口を増やそうとしているのだ。この場合は誰の家来であっても構わないという条項（9条）が設けられた。たとえ敵の者が移住してきたとしても、また誰かに追われて、安土に逃げ込んだとしても保護された。ある意味では安土城下は、避難場所としての機能も果たしていたのである。さらに犯罪者に対する同居人の連帯責任を問わないことなど当時の社会慣習からすると斬新なものばかりであった。

信長はいかに市場の自由や新しい経済秩序の確立を目指したとしても、市場に参加する商人や都市住民が依然として古い社会慣習や法律に縛られたままであれば、市場の自由も経済秩序も一時的なもので終わってしまうと考えたのであろう。経済活動のための都市空間を作り整備するだけでなく、新しい商人たちの行動規範までも定めようとしているのである。信長の安土の都市計画において

は先駆的な政策が実施され、それは後の畿内近国における自治都市の発展と関連している。安土の城下町建設は、そういう意味で近世都市の出発点であった。

2. 秀吉のまちづくり

2.1 財政基盤としての近江

琵琶湖の北岸、北近江にある長浜は、元龜元年（1570年）の姉川合戦での勝利の後、信長から秀吉（1536-1598）に与えられた国であり、そのことによって秀吉は初めて国持ち大名となった。長浜城を築城し、その時に、秀吉は一国一城の主となったのである。

秀吉は、城下町造成予定地の真中にあった「坂田八幡宮」を新城下町の東端に移転させ、その門前町を解体して、商人や職人たちを本町や大手町・魚屋町・船町に集住させた。舟運業者の「船町」、鍛冶の集まる「鍛冶屋町」、魚を商う「魚屋町」、呉服商が多い「呉服町」、藍染屋の「紺屋町」、金属加工業者の「金屋町」、鉄砲鍛冶の集住した「鉄砲町」、刀鍛冶などの御用鍛冶の「鞆町」など商工業者などが集まって住む町を作った。同様に天正2年（1574年）に、小谷城の城下町に住む人々もこの長浜に強制移住させられたのだが、バラバラではなくブロックごとにまとまって移住させたのである。この商人や職人の集住は後に長浜町の発展そして近世城下町の発展に繋がるのである。

長浜城下町の地名で「大手町」や「本町」は、城下町の根幹をなす名前で、城下町造成にあたって最初に成立した部分と推定されている。「本町」はその延長上に長浜城の天守閣が望め、秀吉の天守閣からの視線が貫く町でもあり、町の基軸にもなっている⁽³⁵⁾（**図6**参照）。その後、天正8年（1580年）ごろまでに小谷城から南北の伊部町や上・中・下の呉服町、小谷市場町や鍛冶屋町、坂田郡箕浦から箕浦町の人々が移住させられ、城下町のほぼ中心部分が成立した。次の年天正9年（1581年）に小谷城下町第2期移転によって、郡上町や知善院町などが形成されたと推測されている。

秀吉は、長浜城下町の建設の初期の段階から町民に対する施策として、年貢

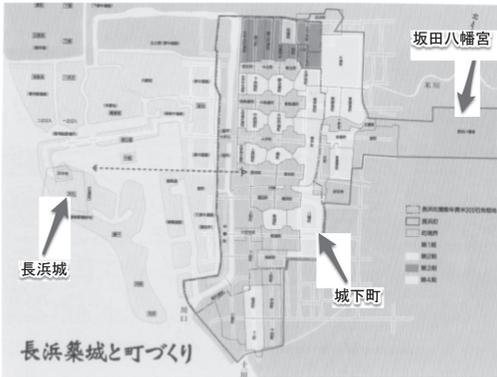


図6 長浜城下町成立構造図

(『秀吉の城と城下町—近世城下町のルーツ・長浜—』に掲載)

になることが必要だということで、商工業者優遇政策を実施していることが見て取れる。

信長と同様に商業を重視していた秀吉にとっては、琵琶湖東岸に位置している長浜城の城下町は、商業や交易に最適な場所である。秀吉は信長と同様に古くから存在している「座」を廃止し、楽市楽座を採用して商業の自由化を務めていた。また、税金においては優遇措置なども実施し、町を区画化した。琵琶湖の湖水がそのまま堀に流れるようにした。長浜は湖上交通の中心となり、秀吉が軍事や経済にわたる支配を確保するとともに、その水運を利用して姉川の水利も掌握した。

流通業者への政策

琵琶湖岸にある今津は、日本海側と結ぶ重要な港のひとつであり、あらゆる場所から商人がやってきていた。日本海側と京都を結ぶ拠点となる町であった。その今津の間屋が、日本海側にある若狭からやってくる商人の荷に対して古くから役銭をかけていたが、秀吉はそれを禁止した。それ以降、間屋は商人がやって来た際、役銭を徴収するのではなく、利益を上げるために食事や宿を提供することになった。

米と諸役を免除している。これは強制的に移住させられた町民に対する優遇政策である。また、この政策は楽市楽座令の一環として実施されたと考えられている。秀吉が、都市の繁栄こそが国の繁栄と考え、そしてそのためには商工業活動が活発

同様に、秀吉は、天皇、公家、武士、商工業者などが古くから有していた特権すなわち役銭などの徴収権も奪った。逆に実際の流通を担っている者や集団に便宜を与えたのである。湖や川での運送をより盛んにするために、手数料や運賃を公定し、新しい流通ルールを作り出すという政策をとった。秀吉は信長が実施した流通や貿易についての政策を継承したのである。それとともに都市とそこにおける流通の再編を進めた⁽³⁶⁾。天正10年(1582年)に行われた清州会議によって山城を手にした秀吉は、早速京都の出入り口に設置された関所を撤廃した。信長の関所撤廃は、まだ道半ばだったため、秀吉がそれを断行し、商人たちの関銭の負担をなくした。そのことによって、交易を盛んにするようになった。

天正13年(1585年)に関白に就任した秀吉は、それをさらに発展させ、商人へ役銭をかけることを禁止する政策をとった。同年9月18日に秀吉は毛利らに「薄という公家が諸国の牛に役銭をかけているということだが、自分は許可してないから、けしからんことだから、役銭をとっている者は公家であろうと門跡であろうと、ことごとく搦め捕まえて差し出せ」と命じた⁽³⁷⁾。その後秀吉は公家、武家、地下商人に至って諸役を止め、座を完全に解散させることにした。秀吉の政策を受けた家臣たちはすぐに役銭をかけることを禁止した。

秀吉は近江(現、滋賀県)と日本海側との物流を掌握するために、近江八幡に秀次、大津に浅野(のち増田長盛→新庄直頼→京極高次)を配し、若狭の小浜には丹羽永秀のあと浅野を、越前敦賀に蜂屋頼隆、ついで大谷吉継を配し、蘆浦観音寺詮舜(1540-1600)を代官にし、琵琶湖の水運を管轄させた。秀吉は詮舜宛てに琵琶湖上往還の船に関する定書を発布した。そこに五十石船で銀子十六匁五分とし、これを基準として船の大小に応じて運賃を定めようとしている。近江は豊臣政権にとって特別に重要な国であった。都市と流通の支配が多額の収入をもたらし、政権の財政基盤となったからである⁽³⁸⁾。

2.2 経済の中心都市、大坂

大坂城の築城

大坂は、大坂城の近くに淀川の本流が流れる天然の要害であり、またこの

淀川を上ると京都に繋がる交通の要衝でもあった。秀吉の築城になる大坂城は、もともとは天正8年（1580年）に信長によって降された石山本願寺があったところにある（図7参照）。信長は一早く大坂の地の利を見抜いており、『信長公記』には、大坂は日本一の土地で、主要都市にほど近く、海や川による交通に優れ、五畿七道の要として商業の適地であることが詳述されている⁽³⁹⁾。



図7 石山本願寺の推定地（現大阪城内）
（著者撮影）

石山合戦終了後、大坂城が築城される地は、織田信長の命令で丹羽長秀に預けられていた。その後、清州会議で池田恒興に与えられるも、ただちに美濃へ国替えとなり、秀吉によって領有された。その地は、小牧長久手の戦いや紀伊・四国・北国を平定する拠点として活用されていた。

信長が明智光秀によって討たれた本能寺の変（天正10年、1582年）の翌年、天正11年（1583年）に、秀吉は信長の遺志を引き継ぐ形で大坂城を築城した。大坂城は、秀吉の全国支配の象徴であった。天下を取った秀吉にとって大坂城は、自分が手に入れた権力の象徴であったのだ。宣教師のルイス・フロイスは『フロイス日本史④』に次のように記述している。

信長は六ヶ年の長期にわたって（大坂石山本願寺の）城を包囲したあげく、有利な形で講和を結んだ。・・・（羽柴）筑前殿は、まず最初にそこにきわめて宏壮な一城を築いた。その城郭は、厳密に言えば五つの天守から成っていた⁽⁴⁰⁾。（『フロイス日本史④』）

秀吉は信長の安土城をモデルにしながら、安土城よりも豪華絢爛な城を築い

ている。外観五層、天守閣が聳え立ち、本丸、山里丸を中心に二ノ丸からなり、東は旧大和川・猫間川など、北は大川、西は東横堀川、南は現在の空堀通に囲まれた広大な城郭であった⁽⁴¹⁾。大天守は外観5層で、鯨瓦や飾り瓦、軒丸瓦、軒平瓦などに黄金をふんだんに用いた。秀吉の大坂城は、本丸の築造に約1年半を費やし、その後も秀吉が存命した15年の全期間をかけ、徐々に巨城に仕上げられた。

まちづくり

城づくりと同時にまちづくりも行われている。政治・経済・軍事・文化の中心都市として大坂の城下町が建設されたのである。琵琶湖とその周辺は近畿の中心であり、日本海からの道路が通る交通の要衝であった。大坂の街づくりのときも同じく交通手段として淀川を利用し、町を繁栄させた。この秀吉の街づくりはもちろん秀吉のオリジナルではなく、信長が岐阜や安土の城下町で実施していたことである。秀吉は町を造るときに、もちろん信長と異なるところもあるが、基本的には信長の城下町の掟を継承していた。なぜ秀吉は城下町の政策をとったのであろうか。それはやはり商品経済を掌握する必要があったからであろう。その政策を取らなければ、城下町には商人たちが住まなかったからである。

秀吉の時代になると、百姓の移住は禁じられていたが、商工業者の都市への集住は奨励されていた。特定の都市のみが都市として扱われ、ほかは農村として都市住民が与えられていた特権を与えられなかった。大坂付近では、大坂と堺のみが都市として扱われていた。ほかのところは基本的には村として検地の対象であった。それは、商工業者を大坂に集住させるための方策であった⁽⁴²⁾。自分が造った都市に対して秀吉は強い支配権を有していた。それは、治安上も必要であったからである。最も重要な措置は、都市の土地を自由にしたことである⁽⁴³⁾。秀吉は必要に応じて数万人を簡単に移動させた。大坂城の建設の際には、惣構の建設においても数万人を動かした。大坂では替地を与えたが、それはあくまでも命令一下、数万人がたちまち移住したが、反対すれば首が切られたからであろう。

近代の道筋をつけた織豊政権（エリカ）

秀吉が都市建設を行う際は、非常に計画的であった。秀吉が造った大坂や京都の聚楽第などを見ても、その都市計画はしっかりしたものである。都市は、政治や経済の中心として組織された。当時の都市における町人の土地は用益権であり、所有権はなかった。その占有した土地に家は自分で建てていた。文禄元年（1592年）に発布された掟のなかで、「屋敷請け取り置き候共、家を立てざるにおいては、立て勝ちに相渡すべく候事」のがあった。これは、屋敷すなわち家の屋地として土地を分けてもらった者が、家を建てないときは「立て勝ちに」、つまり建てるのが早い者勝ちであり、その建てた人に土地を渡すように命じているのである。つまり、町場で家を建てないで、土地のまま持っている者に対しては、町の繁栄にならないため、没収して家を建てる者に渡せ、という命令であった。土地の所有権がなく用益権のみしかなかったこと、そして、都市の土地は建物を建てて使うことを前提にしていたことがここから読み取ることができる。もちろん、この掟の背景には、朝鮮出兵を進めるなかで西国街道の整備を進めていたため、町場の繁栄を図った⁽⁴⁴⁾という事情もあるだろう。町にとって空地があるのは良くないという判断だが、上記のような掟となったのである。豊臣政権のもとでは、バブル期の日本のように土地を買い占め、土地の値上げを期待して空き地のまま放置するなどというようなことは、まったく不可能であった。大坂が、秀吉によって一気に大都市に変貌させられたのは、このような政策があったからであろう。

大坂城の付近には淀川が流れており、水上交通が交通手段として利用されていたが、秀吉はそこに橋を架けた。ルイス・フロイスは、次のように書いている。

大坂付近には一河川（淀川）があり、都に赴くには船でその川を航行せねばならなかったが、夥しい群衆が往来したので通行はこの上なく困難であった。乗船は人々を捌ききれなかったし、各人は一定の船賃を支払うのを余儀なくされたので、貧乏人にとって淀川を渡航することは容易なことではなかった。だが、筑前殿は、そこに非常に美しい木造の橋を構築させて、そうした障害を除却したので、昼夜問わず人馬はなんの苦もなく川を

渡れるようになった⁽⁴⁵⁾。(『フロイス日本史④』)

当時大坂から京都に行くのにも非常に不便であり大変だった。船に乗らなければならなかったからであるが、運賃がかかるため、裕福な人でなければ、そんな簡単に淀川を渡ることができなかったのだ。秀吉は人々の往来をより便利にするために木造の橋を掛けた(図8参照)。そのため、昼も夜も関係なく、多くの人々がその橋を使っている。不便なものをなくし、生活を便利にするというこの秀吉の考え方は、当時の人々にとって非常に新鮮だったに違いない。

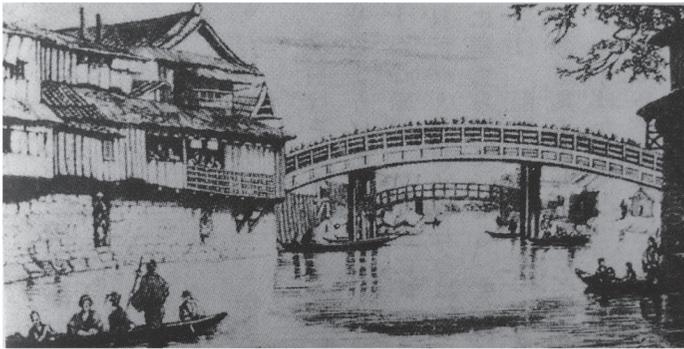


図8 大坂の町と橋(『フロイス日本史⑤』に掲載)

近世都市の特徴として知られている長方形の町割と短冊型の地割が成立した。大坂は上町台地にある平野町の地割が、豊臣政権の都市計画のなかで実現していると推測されている。それは、表60間⁽⁴⁶⁾で、奥行は20間、背割下水が1間、それに道路の幅は4間であった。これが、すべての基本となっている。

都市の生活には、上水、下水、ゴミ処理、し尿処理などの公用施設が必要である。都市計画が本格的に始まった豊臣政権では、それらを真剣に考えている。殆どの都市は井戸を使っていた。大坂の西部分は海に近いため水の質が悪かった。秀吉は上町台を大坂の中心にしたため、水は良かった。下水に関しては、大坂の東から西へ地形の高低差を利用して、町家の背後に下水を通した。それ

近代の道筋をつけた織豊政権（エリカ）

だけでなく、発掘調査により、惣構の西北部分にあった武家屋敷の台所から排水装置の跡が発見されている。ゴミ処理に関しては、大坂城内の発掘により、屋敷内に多くの穴が発見され、ゴミは穴を掘って埋めたとされている。し尿処理はどのように行われていたのだろうか。し尿は肥料に使用されたため、百姓により取られていた。このように大坂の町は非常に清潔であった。宣教師のルイス・フロイスは自分が書いた『日本史』には何度も当時の町の清潔さを強調している⁽⁴⁷⁾。

3. 秀吉の京都

3.1 聚楽第

秀吉は天皇の近くで政務を行うため、平安京内裏跡の内野（**図9**参照）に聚楽第を築いた。聚楽第（**図10**参照）は秀吉の命によって天正14年（1586年）に建設が始まり、翌天正15年（1587年）に完成した。聚楽とは、あらゆる喜びと楽しみが集まる場所を意味する。京都支配のシンボルとして築城された。

位置は、北は一条通、東は大宮通、南は丸太町、西は千本通にある。秀吉は



図9 平安宮大蔵省跡（著者撮影）



図10 聚楽第跡（著者撮影）

豪華な新しい都市を造ろうとしており、それまでその地区にすでにあった2千軒もの屋敷を全部取り壊し、新しく立派な屋敷を建てており、上の都が占めているほとんど全域を家臣たちに分配し、彼らの屋敷を造るにふさわしいと思われる土地を与えた。その後、秀吉は街路に面する壁と豪華で立派な屋敷を建てよと命令した。各屋敷には関白専用の門まで造られており、秀吉が屋敷を訪れる際だけ使用されている。また、建築法においては、フロイスによれば、大地震が多い国のためヨーロッパの建築法と異なった技法を用いられ、いくつもの階層を有せず、平屋建てであるにもかかわらず、屋根が非常に高い。そのため、ヨーロッパの建築屋根とほぼ同じぐらいの高さになる⁽⁴⁸⁾。

京の町を取り囲む、総延長22.5kmに及ぶ長大な土塁と堀が築かれ、当時、御土居と呼ばれていた(図11参照)。土塁は、大規模な部分で幅が約20m、高さ約5mにも及ぶが、たったの3ヶ月で完成させたと言われている。この御土居で囲まれた洛中の中心はかつて平安宮の内裏であり、その中心にある城郭が聚楽第である。秀吉の御土居は、居住域を守るために土塁を使用した点で戦国時代の土豪や侍層と共通する。御土居は聚楽第と武家屋敷地はもちろん、上京と下京という洛中の町、寺社門前など様々な周縁の町、京都への流通ルートの拠点集落を内包した。そういう点で、都である京都と外部との違いをアピールする装置という機能があった。と同時に、秀吉の狙いとしては、京都の支配者が武家であることを知らしめる意味もあったと思われる。京都は、伝統的に軍事施設の存在を拒む公家文化の流れを汲んでいた。



図11 御土居

(『全集 日本の歴史 第10巻 徳川の国家デザイン』に掲載)

近代の道筋をつけた織豊政権（エリカ）

秀吉は京のまちを二地区に分けており、一つは上の都（上京），ほかは下の都（下京）と称され、まるで二つの町の形をしている⁽⁴⁹⁾。秀吉は聚楽第周辺に全国大名の武家屋敷の建設を命じ、京の町全体を大改造した。秀吉の新しい武家政権は、室町幕府と同様に京都を拠点としたが、「花の御所」という足利將軍の邸宅のようなものを復活しようとした形跡は全くない。むしろ上述のように秀吉が聚楽第に後陽成天皇の行幸を迎えたのである⁽⁵⁰⁾。図12のように秀吉が築城した聚楽第は天皇がいる京都御苑から非常に近い場所にあった。秀吉には天皇のいる京都を抑えることはいかに大事なのかをよく見えていたのである。京都をコントロールすることができるからこそ、天下人になれたのだろう。

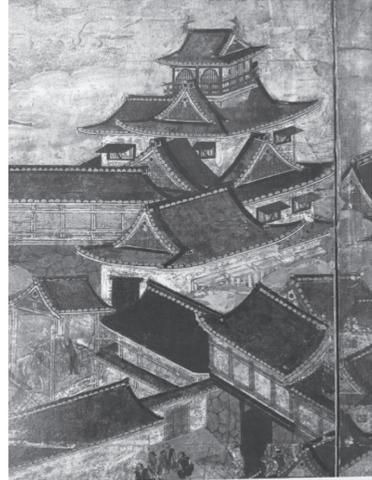


図12 聚楽第図屏風
（三井記念美術館所蔵）

3.2 京のまちの大改造

天正14年（1586年）に築城された聚楽第⁽⁵¹⁾（図12参照）は、本丸を中心に二ノ丸、四ノ丸、北ノ丸からなる壮大なものであった。外周の西部、南部には堀が掘られ、東は堀川を防衛線としていた。この城は中立売通を介して京都御苑と向かい合う位置にあった。秀吉は、聚楽第を中核に京の町の城下町化を進めており、その政策は大きく三点にまとめられている⁽⁵²⁾。

1. 洛中検地，地子（土地税）免除と土地所有権の排除。
2. 「京中屋敷替」による寺町，禁裏，公家町，武家町の造成など，身分の空間的住み分け。
3. 御土居（惣堀）の造成による洛中と洛外の空間的峻別。

検地と地子（土地税）の免除は、町の城下町化の基本となる政策である。洛中の検地は全国的な検地と並行して、天正13年（1585年）ころから実施された。その目的は、洛中各所にある寺社、武家、公家などの土地所有権を調査したうえで、それらの権利を洛中から排除することであり、そこを巨大な楽市の空間として純化し再編することであった。天正19年（1591年）には、洛中の地子を免除して態勢を整えた。旧領主たちには洛外に替地を支給して、都市（商工業）と農村（土地所有）を明瞭に分離した。土地所有権の排除によって生まれた空間を身分別に配する住み分け政策「京中屋敷替え」が、天正19年（1591年）を中心に推進されていった。寺社に関しては、寺町の建設、寺の内の建設、大坂天満宮からの本願寺の移転という政策が実行され、それまでの町人と寺院との混在という形態が解体された。公家の居住空間も天正17年（1589年）の内裏造営と並行して進められ、上京に散在していた屋敷は内裏周辺に集められた⁽⁵³⁾。

聚楽第の周辺には、武家屋敷が多く建設された。これは、身分別政策のなかで最も重要な政策である。聚楽第の築城に伴って建設されたこのエリアは、当初秀吉の直臣大名の屋敷があったところであった。しかし、天正17年（1589年）から秀吉が諸国大名に「ことごとくもって、聚楽へ女中衆同道せしめ、いまより在京すべし」を命じた⁽⁵⁴⁾。そのため、聚楽第周辺や中立売通沿いに全国の大名の屋敷が次々と建てられた。

宣教師のフロイスは、『フロイスの日本史⑤』に諸大名の屋敷について以下のように述べている。

いずれの屋敷にも二つの豪壮な門があり、その正面はすこぶる優雅で珍しい構造で数々の塗金された銅枝が張られ、日本の慣習に従って驚くほど見事な出来栄であった。一つの門は日常、家への出入りに用いられ、ほかの一つは、つねに閉鎖されていて、関白殿が彼らに招かれ、もしくは彼らの屋敷を見に訪れた時に使用するだけの目的で特に造られたものであった⁽⁵⁵⁾。（『フロイスの日本史⑤』）

近代の道筋をつけた織豊政権（エリカ）

秀吉は、身分別の政策によって京都の町を再編している。京都は一気に全国の大名が集まる場所となった。フロイスは秀吉による全国大名の集結について次のように書いている。

この聚楽町は、日本のすべての諸侯や武将たちが無理やりに集められ、そして住居を構えた、いわば関白により、強制的に造られた町である⁽⁵⁶⁾。
（『フロイス日本史⑤』）

信長が作った安土城とその城下町のように、全国の大名の屋敷を城下につくらせ、近世の武家政権の「首都」の概念を完成させたのである。そのかたちは各大名領の城下町形成にも取り入れられた。武士階級を都市に集中させ、都市を直接の生活基盤とする新しい権力の形を追及しているのである。

その京都を、恒久的な軍事性を保つ空間へと転換し、その秩序の主が秀吉自身であることを主張し宣言したものとして、秀吉の御土居は築かれたと言っても過言ではないだろう。同じ武家政権と言っても、室町幕府とは秀吉の政権は、その性格を大きく異にしていた。室町幕府体制下で在京していた守護大名は、大半が足利一門や名門の武士に出自し、いわゆる源氏や平氏などの古代軍事貴族であった。成り上がり者の武士ではなく公家化した武士であった。これに対して、秀吉の周辺はそこには属さない、村の土豪、侍層に出自する面々が多く、いわゆる下剋上の結果、新たに武士としての地位を獲得した人々であった。その典型が秀吉自身である⁽⁵⁷⁾。

秀吉がやろうとしたのは、聚楽第を築城するだけでなく、京都の町の改造であった。身分別による町の編成だけでなく、秀吉は聚楽第の築城に伴い、御土居という土塁で聚楽第を中心とした町、聚楽町を囲んだ。ヨーロッパの中世都市が都市城壁で囲まれていたように、聚楽町を御土居という土塁で囲んだのである。その御土居で囲まれた範囲こそが新しい京であり、聚楽第を中核した首都城下町を秀吉が明らかに意図的に計画して構築したのである。

全国から人々が京にやって来たため、この新しい京都の人口にも変化が見ら

れた。宣教師のフロイスは天正19年(1591年)に「諸国から移転してくる人々で大きく変わりつつあり、八〇〇〇から一万ほどだった家数は今では三万を超えた。」と述べている。天正10年代に旧下京区域の外側に新たに形成された天守町の記録によれば、その人々の出身地は近江を中心に、奈良、堺、丹波、伊勢、伊賀、越前、若狭にまで及んでおり、別の町内では三河、遠江、伊豆、相模にまで広がっている。新住民がやってきた京都では、この頃から町運営のルールを文書に記録した町式目が作成されるようになる⁽⁵⁸⁾。

フロイスによれば、ヨーロッパの町は美しいが、それよりも聚楽町の方がずっと優れており美しかった。フロイスの興味を最も引いたのは、街路が整然としていること、その美しさ、そして何よりも聚楽町が清潔であったということである。屋敷の清潔さもヨーロッパの宮殿よりも優れていた。聚楽町には庶民の家は一軒もなく、武家屋敷しか建てることができなかったのである⁽⁵⁹⁾。

おわりに

日本社会は、古代以来、国家財政もその繁栄も農業だけに求めてきていた。班田収授法による口分田に始まり、それが廃れて荘園になっても、依然として国家の財源は、農民からの租税に頼っていたのである。商工業地としての都市を作るという発想は薄かった。農村に依存することで社会を作っていたのである。伝統社会ではどこでもそうである。伝統社会からのテイクオフ(離陸)というのは、つまり、社会の近代化というのは、農業から商工業を社会の中心に据えるようになって初めて可能になるということができるだろう。信長と秀吉がやったことはこれである。信長と秀吉は城下町を作り、そこに楽市楽座を導入することで、商工業の繁栄を政治的にもたらした。農民だけでなく町民の役割を高く評価し、それを社会の担い手として重視したのである。信長と秀吉の「近代性」は、まさにここにある。

信長と秀吉が作った都市は、それ自体が富を生み出す生産都市である。国富の源泉は、それまでは農業だけだと考えられていたのに、商工業も富の源泉だ

と考え、そのような都市を意識的に作ったのが、信長であり秀吉だったのである。楽市楽座を導入し、町の掟を作り、鍛冶屋町、商人町などを作っていた。都市は単なる消費の場ではなくなった。支配者の居住地というだけでなく、商人の地区、職人の地区のようなところを作ることによって、町そのものが富を生み出し豊かになるようにした。信長はまちづくりの一環として交易が盛んになるのを妨げる関所を撤廃し関銭を廃止したり、往来が盛んになるように道幅を広げたり橋を架けたりなどの公共事業も行っている。さらにいえば信長の茶道・能楽好きや、成金趣味に終わったとはいえ秀吉の聚楽第の完成や「黄金の茶室」に象徴されるように文化面でも政治が主導していた。

秀吉は、大坂だけでなく、公家文化の中心である京都に築城された聚楽第に象徴されるようにその統治において都市政策をことのほか重視した。天皇と公家の町であった京都を、聚楽第と伏見城を築城し、武家の町とした。京都を城下町化したのである。古代以来の天皇と公家の京都から近世都市としての、城下町として京都に作りなおした。築城した聚楽第を中心に京都の町を編成しなおしているのである。そのことによって京都、とりわけ朝廷に睨みをきかせ、コントロールすることができた。秀吉が大改造した京都は、そのまま徳川家康によっても継承され、幕藩体制下でもそのままに引き継がれたのである。

信長と秀吉の安土桃山時代がもたらしたのは、農業が国家の富の源泉であるような社会から商工業が富の源泉であるような社会への転換の契機であり、そういう意味で、日本の「近代」を用意したのは、織豊政権であると言ってもいいだろう。確かに政治的な近代は明治維新によってもたらされるのであるが、社会、特に経済的な意味での社会の近代の始まりは、織豊政権の政策によって準備されたのではないだろうか。

注

- (1) 太田牛一『信長公記』（中川太古訳、中経出版、2014年）、130頁。
- (2) 脇田修『織田信長—中世最後の覇者—』（中央公論新書社、1992年）、106頁参照。
- (3) 同書、107頁参照。

- (4) 同書, 同項。「座」の全国的解体の実現は秀吉の「楽座令」の公布まで待たねば成らない。
- (5) 1575年
- (6) 三間半は約6メートル
- (7) 太田牛一, 前掲書, 236頁。
- (8) 同書, 254-255頁参照。
- (9) 同書, 510-511頁参照。
- (10) 今井林太郎「信長の出現と中世的権威の否定」『日本歴史9 近世1』(岩波書店, 1963年), 76頁参照。
- (11) 同書
- (12) 先年=元亀4年
- (13) 滋賀県彦根市
- (14) 将軍足利義昭
- (15) 太田牛一, 前掲書, 284頁。
- (16) 池上裕子『日本の歴史 第15巻 織豊政権と江戸幕府』(講談社, 2002年), 86頁参照。
- (17) 田中善一「織田信長の民政」『中京大学論叢 教養篇3』(中京大学, 1962年), 44頁参照。
- (18) 脇田修, 前掲書, 103-104頁参照。
- (19) 田中善一, 前掲書, 45頁参照。
- (20) 脇田修, 前掲書, 105頁参照。
- (21) 惣構えは城下町を守る防御施設である。
- (22) ルイス・フロイス『イエズス会士日本書簡集』参照。
- (23) 今井林太郎, 前掲書, 77頁参照。
- (24) 林屋辰三郎『日本の歴史12 天下一統』(中央公論社, 1966年), 190頁参照。
- (25) 今井林太郎, 前掲書, 77頁参照。
- (26) 同書, 同頁参照。
- (27) 仁木宏, 松尾信裕『信長の城下町』(高誌書院, 2008年)参照。
- (28) 勝俣鎮夫「楽市場と楽市令」『中世の窓』(吉川弘文館, 1977年)
- (29) 安野眞幸「楽市論:なぜ信長・秀吉・家康は神になったのか」『國文學51(11), 2006年』108参照。
- (30) 神田千里『信長と石山合戦』(吉川弘文館, 1995年), 152-154頁参照。
- (31) 伊藤正敏『寺社勢力の中世—無縁・有縁・移民—』(ちくま新書, 2008年)179

近代の道筋をつけた織豊政権（エリカ）

頁参照。

- (32) 江戸時代建築物の築造，土木工事などにあたって徴発された課役。
- (33) 江戸時代，諸街道の宿駅に常備され，公用の人や荷物の継ぎ送りにあつた馬の課役。
- (34) 今井林太郎，前掲書，77-78 頁参照。
- (35) 市立長浜城歴史博物館編集チーム『秀吉の城と城下町—近世城下町のルーツ・長浜—』（市立長浜城歴史博物館，2002 年）64-65 頁参照。
- (36) 池上裕子，前掲書，250 頁参照。
- (37) 同書，同項。
- (38) 林屋辰三郎，前掲書，347-350 頁参照。
- (39) 太田牛一（中川太古訳『信長公記』中経出版，2014 年），416-417 頁参照。
- (40) ルイス・フロイス『完訳フロイス日本史④ 秀吉の天下統一と高山右近の追放 日本史④ 豊臣秀吉篇 I』（松田 毅一訳 中央公論新社，2014 年）49-50 頁。
- (41) 林屋辰三郎，前掲書，335-336 頁参照。
- (42) 脇田修『秀吉の経済感覚—経済を武器とした天下人—』（中央公論社，1991 年），147 頁参照。
- (43) 同書，同項。
- (44) 同書，152 頁。
- (45) ルイス・フロイス『完訳フロイス日本史④ 秀吉の天下統一と高山右近の追放 日本史④ 豊臣秀吉篇 I』（松田 毅一訳，中央公論新社，2014 年）53-54 頁。
- (46) 1 間は約 1.8 メートル
- (47) ルイス・フロイス『完訳フロイス日本史⑤ 「暴君」秀吉の野望 日本史⑤ 豊臣秀吉篇 II』（松田 毅一訳，中央公論新社，2014 年）109-119 頁参照。
- (48) ルイス・フロイス『「暴君」秀吉の野望 日本史⑤ 豊臣秀吉篇 II』，前掲書，111 頁参照。
- (49) 同書，110 頁参照。
- (50) 中西裕樹「京都の城にみる武士・侍の質的变化」『人間文化研究：京都学園大学人間文化学会紀要 30，2013-03』，68 頁参照。
- (51) 羽柴秀次の自刃後，文禄 4 年（1595 年）に廃城された。
- (52) 水本邦彦，前掲書，30 頁参照。
- (53) 同書，31 頁参照。
- (54) 同書，同項。
- (55) ルイス・フロイス『完訳フロイス日本史⑤ 「暴君」秀吉の野望 日本史⑤

- 豊臣秀吉篇Ⅱ』, 前掲書, 111-112頁。
- (56) 同書, 118頁。
- (57) 中西裕樹, 前掲書, 68頁参照。
- (58) 水本邦彦, 前掲書, 32-33頁参照。
- (59) ルイス・フロイス『完訳フロイス日本史⑤「暴君」秀吉の野望 日本史⑤
豊臣秀吉篇Ⅱ』, 前掲書, 116頁参照。